

農地法第4・5条許可申請に係る添付書類

* 登記事項証明書などの証明書類は、申請前3ヶ月以内のものを添付してください。

書類の内容	書類の種類	備考	様式等
1. 転用申請地の状況等に関する書面	(1) 土地の登記事項証明書	記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票を添付 ③ 抵当権等が設定されている場合は、関係権利者が転用事業に同意している旨の確認が必要	法務局
	(2) 土地所有者の同意書	賃借人が貸付地を転用又は貸付する場合	
	(3) 賃借人等の同意書	権利が設定されている場合、転用許可までに法第18条の解約をする旨の同意書	
2. 申請者の行為能力等に関する書面	(1) 法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し	法人申請の場合	法務局
	(2) 登記名義人が死亡している場合は、相続関係が確認できる書面	① 相続関係図 ② 戸籍・除籍謄本 ③ 相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面	
3. 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	(1) 位置図	原則として縮尺10,000分の1 最寄りの駅、役所、インターチェンジ その他公共施設からの位置がわかるもので縮尺を記載	都市計画課
	(2) 公図の写し	① 縮尺600分の1程度で周辺土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載 ② 申請地がわかるように色枠で表示 ③ 赤道は赤色、青道は青色に色塗り	法務局
	(3) 周辺土地利用状況図	動態図等の土地利用がわかる図面 (案内図) 縮尺を明記	
	(4) 申請地の現況写真	申請地を含めた現況の写真	
4. 事業計画に関する書面	(1) 事業計画書	事業(転用目的)が必要になった理由等を詳細に明記 ④ 「ア欄」には、転用事業を行う理由のほか、埋立行為の有無など、造成計画も記入すること 「キ欄」には、土砂や雨水の流出防止策を必ず記入すること 「ク欄」には、転用事業の説明状況等を詳細に記入すること	様式第2号
	(2) 誓約書	事業計画書「ア欄」の造成計画通りに工事施工する旨の誓約書	
	(3) 土地利用計画図	縮尺300分の1から600分の1程度で土地利用計画を詳細に記載(位置・隣接・境界・施設間の距離を明記)	
* 許可後の計画変更申請の際は、変更前及び変更後の図面をそれぞれ添付すること	(4) 埋立て等事業計画書、計画図	転用事業が土砂等による埋立て等を伴う場合に添付 土砂により埋立する場合は、当該採取区域の認可書(写し)も添付	様式第20号
	(5) 建築等施設の平面図	縮尺200分の1から300分の1程度	
	(6) 排水計画図	排水施設の構造、放流先を記載	

書類の内容	書類の種類	備考	様式等
5. 資金計画に関する書面	(1) 資金計画書		
	(2) 資金を証する書面	① 預貯金残高証明書 ② 融資(見込)証明書 ③ 補助金の内示通知書等	
	(3) 見積書	造成費、建設(建築)費等	
6. 農業上との利用調整に関する書面	(1) 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区域内(受益地)にある場合 ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合には、その事由を記載した書面	
	(2) 水利権者及び漁業権者の同意書	取水・排水について水利権者及び漁業権者の同意書 ただし、同意を得られなかった場合には、その事由を記載した書面	
	(3) 農用地区域外であることの確認書	農振担当課より、変更の時期、目的等について確認を受けた書面又は市町村発行の本人宛変更通知書	農政課
7. 知事又は農業委員会が必要と認める場合に添付する書類	(1) 土砂等発生元証明書		様式第22号
	(2) 搬入経路図		
	(3) 土砂等処理経路証明書		様式第23号
	(4) 地質分析結果証明書	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則別記第4号様式に準ずるもの	
	(5) 誓約書及び確認書	建設残土を利用した造成を行う場合に添付	
	(6) その他	知事又は農業委員会が審査上その書類が必要であるとするについて、具体的・合理的理由がある場合	
8. その他	(1) 公有財産管理者の同意		
	(2) 他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面		
	(3) 地積測量図	一筆の一部を転用する場合 ④ 所有権移転、地目変更を伴う場合は、分筆後の申請とする	
	(4) 従前の許可指令書の写し	一時転用許可期間終了後の更新又は恒久転用申請の場合	
	(5) 開発土地一覧表	農地以外の土地を含む開発土地の一覧表	
	(6) 確認書	委任状を添付して申請を行う場合、事業者が事業計画どおり事業を行う旨の確認書	
9. 一時転用申請	(1) 農地復元誓約書	利用状況確認のための一時転用を除く	様式第21号の2
	(2) 農地復元計画図	また、砂利等採取事業に係る一時転用は、「用途別6」を参照	
	(3) 工事工程表		